

年頭に当たって

取締役社長 上西 由晃

新年あけましておめでとうございます

昨年を振り返りますと、5月に新天皇が即位され令和時代が幕を開け、秋にはラグビーワールドカップが日本で開催され多くの人々に感動をもたらしました。一方で、10月には消費税が10%に引き上げられ、また相次いで襲来した台風や各地で多発する自然災害などにより甚大な被害が各地で発生しました。被災された皆様には心よりお見舞い申し上げますと共に、被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げます。弊社関連では、MAC設立30周年、関菱化学設立50周年、トモエ化成販売100周年を迎えることができ、あらためて御礼申し上げます。

さて、令和2年の干支は「庚子（かのえ・ね）」となっています。【庚】は、植物の成長が止まって新たな形に変化する状態、【子】は、新しい生命が種子の中に萌（きざ）し始める状態、つまり、これまでに準備したパワーがこれまでとは違う新たな動きや形に変わる挑戦の年となります。今年は東京オリンピック・パラリンピックが開催される年となります。開催に合わせて新駅開業によるまち作りも進み、次世代通信規格「5G」の商用サービスが本格的に始まる予定です。海外では、長引く米中経済摩擦や新興国の停滞、中東情勢の緊迫化や様々な自由貿易協定の発効、英国のEU離脱や米大統領選・韓国／台湾での総選挙などが予定されており、国内外の出来事が私たちに影響を与える可能性があります。農業界では農政改革や業界再編が加速しており、少子高齢化と担い手不足、耕作放棄地の増大など多くの問題を抱えております。また、昭和25年に制定された肥料取締法が抜本的に改正され、名称も「肥料の品質の確保等に関する法律」となりました。私どもは農業関係各社様と共に更に農業振興に貢献すべく努力精進し、新たな時代に向けて挑戦する所存ですので、引き続きご指導ご鞭撻の程何卒宜しく申し上げます。

最後になりますが、令和2年が皆様にとって素晴らしい年となりますよう心からお祈り申し上げます。



肥料取締法改正

昨年末の12月4日に肥料取締法の一部を改正する法律が衆参両議院にて全会一致で可決・成立し公布された。〇〇取締法と称する法律は20あるそうだが、「肥料取締法」の名称は「肥料の品質の確保等に関する法律」に改正され、農水省はこれから通称「肥料法」として世に周知していく方針のようだ。また、公布より2年かけて一般、農家、業界から出て来る様々な意見を踏まえた上で順次施行されていく見通しとなっている。

同法は昭和25年に「農家が安全で効果的な肥料を適切に使用できるようにするため」公布・施行された。以来、71年を迎えるが見直しは平成11年の法律改正から19年ぶりとなる。今回の同法見直しの背景は偏在化する肥料原料が国際的な原料需要動向に左右されてしまうため価格が不安定になっていること、世界的に見た場合に肥料需要が伸びる事が予測されるなかで、低コストで且つ国内で調達可能な副産物を肥料原料として有効利用する事が重要になってきたこと、家畜排泄物の処理や食品リ

(次ページへ続く)

(次ページへ続く)

サイクル等の資源循環にも役立つことが見直しの背景となっている。今回の肥料法の改正は以下がポイントとなっている。

① 肥料の原料利用の安全確保

堆肥や産業副産物由来肥料が安心して使用出来るよう、肥料原料として利用出来る原料の範囲をリスト化し適切な原料利用の徹底を行う。また、使用した原料の種類や使用量を帳簿に記載・保管の義務付けを行い、事後のトレースが可能になる。

② 配合肥料の生産に関する規制の見直し

堆肥と化成肥料との混合製品の販売が可能になる。また、配合後に造粒する場合も含めて登録不要で届出制として可能な肥料の範囲を拡大(例：普通肥料と特殊肥料の指定配合肥料の場合は特殊肥料入り指定配合肥料と表示 特殊肥料、土壌改良資材入り指定混合肥料と新たな規格が出来る見通し)。配合肥料や特殊肥料の届出期日を生産の2週間前から1週間前までに変更し機動的となる。

③ 肥料の表示基準の整備

成分量等の品質表示に加え、肥料の効果の発現時期等の品質や効果に関する表示について基準を定め、必要に応じて指示、公表、命令ができるようになる。

さて、肥料原料の種類や使用量の帳簿に記載・保管を義務付けする方向性でいるのは表示肥料原料とは異なる材料を使用した事件を踏まえ、メーカーに是正を求めるための縛りが強化されるという事となる。これは製造者の偽装を防ぎ、使用者に不利益が被らないようにするために当たり前の事ながら評価できる。現在原料として登録・使用がまだ許可されていない食品由来の未利用副産物においては更なる有効利用化が図られるとリサイクルの観点においては世の中に対して貢献出来るであろうが、これでコストが低下されるかは未知数と考える。また、堆肥と化成肥料の混合肥料については施肥労力軽減の意味では生産者にとってメリットはあるが、製造側の意見としては堆肥の成分や含有水分が不安定なものが多く、散布しやすくするためのペレットや粒状化するためには燃料代が掛かり過ぎる場合があることや、堆肥を混合して製品化する場合には製造設備のクリーニング等は必須でかえって労力とコストがかかる可能性が高いとも指摘されており、堆肥を生産する畜産業者が一定の基準をクリアできる堆肥を安定して作ることが出来るか、対応出来るメーカーは少ないのではないかとの意見もある。また、特殊肥料を製造するメーカーは中小零細企業が多く、新たに配合設備を導入することになるとコストに見合う利益が出ない事には大型投資は出来ないと二の足を踏んでいるのが現状であるが、設備投資に関する補助金制度(令和元年度補正予算にて畜産環境対策総合支援事業)も創設されたので確認頂きたい。ただし、課題もある。化成肥料メーカーに配合原料として供給は可能となるだろうが、化成肥料と特殊肥料は同じ場所で製造しているケースは少なく、どちらかのメーカーに運んで配合するとすると運賃分が加算されてしまいかえって生産者にはコスト高の肥料を提供せざるを得ないとなかなかうまくいかなないような話も聞こえてくる。

さて、肥料法改正ではメーカーの要望を組み入れた形で緩和された条件もある。例えば、製造前2週間前に届出していなければ製造出来なかった肥料が製造1週間前の届出により製造が可能となるため、肥料業界としては柔軟になった事として評価できよう。生産者の高齢化・大規模化に伴い、施肥回数削減という利点で被覆肥料の需要が年々高まっているが、緩効性肥料は開発した各社独自基準で肥効が示されている場合が多い。統一基準がなかったため使用者にとっては統一基準で表示される事が望まれていたため、これも生産者目線に立った基準作りのため評価出来る。時代のニーズに合わせた肥料法の改正は望むべくして変えられる事となり、現場に則した生きた法改正となっていくだろう。肥料法の概要が見えてきたら当紙においても随時ご報告します。

9連休の方も多かったお正月休みはいかがお過ごしでしたでしょうか。長すぎて飽きるのではないかと心配してましたが、何かと忙しいお正月はあっという間に一週間が過ぎておりました。さて、今年もアンテナを張って様々な情報をお届けしたいと思いますので、ご愛読下さいます様宜しくお願い申し上げます。編集事務局：南部、助川
電話：03-5275-5511/E-mail：macjournal@mcagri.co.jp URL http://www.mcagri.jp

